⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑹　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　提出された見積書の妥当性を確認するため、見積書のヒアリングを行う場合がある。
⑾　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑿　二次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否については、一次審査に係る技術提案に基づく施工計画の採否と併せて通知する。
　なお、通知において、技術提案に基づく施工計画により参加を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加　上記４⑶に該当する者は、現に２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合であっても、上記４⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、指名されていなければならない。
⒂　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。
⒃　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
⒄　詳細は入札説明書による。

６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Koizuka, Director of Muroran Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Atsuga Tunnel, Hidaka Expressway, Hidaka Town, Hokkaido, Japan
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 18 July 2013
⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 12 : 00 p.m. 23 August 2013
⑹　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 p.m. 30 September 2013 (tenders brought with 12 : 00 p.m. 30 September 2013 or submitted by mail 12 : 00 p.m. 30 September 2013)
⑺　Contact point for tender documentation : Syuuhou Oonishi, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Muroran Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―14, Irie-Cho, Muroran, Hokkaido 051―8524, Japan TEL 0143―25―7027 ext. 410

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成 25 年７月８日
国立大学法人筑波大学
財務担当副学長　吉川　　晃

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08

○第６号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　導入計画物品及び数量　社会工学類等専門教育用計算機システム　一式
⑶　調達方法　借入
⑷　導入予定時期　平成25年度８月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
Ａ　社会工学類等専門教育用計算機システムは、社会工学類における専門教育を実施するために導入する。また、社会工学類の学生および関連する大学院生等に対して、レポート作成、情報検索、メール利用などのための一般的情報基盤を提供する。
Ｂ　社会工学類学生を対象とした基礎的な情報教育および一般的情報基盤として使用するための基本的なソフトウェアを備えること。また、社会工学類の専門教育において使用するための多様なソフトウェアを備えること。このため、ソフトウェアライセンスを効率的に管理する機能を備えること。
Ｃ　システムには以下のサーバ群が含まれることとする。
ａ　大容量ファイルサーバ、バックアップ装置
ｂ　メールサーバ、プリンタサーバ、ＤＮＳサーバ、イメージ配信サーバ
ｃ　その他本システムを維持、運用するために必要なサーバ群
Ｄ　授業によりすべての端末の一斉起動、一斉ログインを行っても授業に支障が起こらないように、システム全体が十分な性能を有すること。
Ｅ　学類や大学院などの関連する全学生、関連のある全教員を登録できること。ユーザ認証については、筑波大学統一認証システムと連動するように構築すること。
Ｆ　端末は、音声や動画、グラフィックスなどのマルチメディア処理に十分対応できる機能・性能を有すること。
Ｇ　利用者端末のシステムイメージを一元的に管理できること。また、システム変更の試行が行えること。複数のシステムイメージを柔軟に管理できること。
Ｈ　本システムは、省スペース化、省エネルギー化が図られていること。
Ｉ　本システムは24時間運用を行うので、これに対応できる保守体制がとれ、障害発生等の場合には迅速かつ万全な保守が可能であること。
Ｊ　昨今のネットワーク上の脅威等を考慮し、セキュリティに十分配慮したシステムであること。
Ｋ　教育用途の必要性に応じて運用期間中にも随時新規ソフトウェアの導入が可能であること。
Ｌ　円滑な教育が開始および実施できるために、システム供給者は納入時及び納入後に十分な支援を行うこと。
Ｍ　現行システムからのデータ移行作業を行うこと。
Ｎ　管理・運用にかかるコストを最小限にするような機能・構成であること。
２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成25年８月９日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提供先　〒305―8573 つくば市天王台１丁目１番地の１　国立大学法人筑波大学システム情報エリア支援室（会計）　鈴木　尚行　電話029―853―5055
３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　平成25年７月８日から平成25年８月９日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。
⑴　開催日時　平成25年７月18日11時00分
⑵　開催場所　国立大学法人筑波大学総合研究棟Ｂ棟１階講義室
５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。